

9月定例県議会 一般質問

2016年10月4日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。

一、原発事故への対応について

東京電力の福島第一原発事故から5年半経ちましたが、事故収束どころか今もトラブルが相次いでいます。台風による降雨の影響で、先月下旬、護岸近くの地下水が地表面から3cm上に達し、一方隣接する港湾内の海水放射能濃度は、国放出基準の90ベクレルを超える過去最高値を更新。28日には、事故発生当初に生じた非常に高濃度の汚染水、これは他の建屋内の100倍とされていますが、1～3号機の復水器内に約2千トンたまっていることが判明しました。

また、当時の清水社長による炉心溶融隠しに加え、第二原発の侵入探知機の警報音オフ問題、重要設備の第一原発5、6号機の送電線を支える引留鉄鋼の損傷が見つかった問題で、5号機の運転開始1978年以降一度も点検されず、また2009年から義務付けの第一、第二の保全計画すら未策定だったなど、法令や義務規定違反等が相次いでいます。東電は、原発を扱う資格があるといえるのでしょうか。

県は、東京電力の隠蔽体質について、国及び東京電力にどのような対応を求めたのかがいます。

一方、これまで1兆円以上もつぎ込んだ高速増殖炉実験炉「もんじゅ」が、完全に行きづまり、安倍政権もようやく廃炉を含めた検討に着手せざるをえなくなったことは、わが国の核燃サイクルと使用済み核燃料再処理方針が破たんしたことを示すものです。

しかし、福島第一原発については、先月29日の参議院で共産党の市田副委員長の代表質問に対し、安倍首相は「港湾内の汚染水の影響は、港湾内に完全にブロックされ、状況はコントロールされている」と答弁しました。県民の認識とはあまりにもかけ離れています。

県は、汚染水の影響はコントロールされていると考えているのかお尋ねします。

二、避難者支援について

次に、原発避難者への支援についてです。

5年半たつ今も、約8万7千人が県内外で避難生活を送っています。ところが、昨年

6月の政府の第5次提言によって、帰還困区域を除き、来年3月末で避難指示を解除し、また、県は避難指示区域外から県外や県内に避難している自主避難者について、来年3月末で仮設・借り上げ住宅の無償提供を打ち切り、県独自の家賃補助制度に切り替えるとしました。8月に収入要件を緩和する見直しをしたとはいえ、わずか2年間だけ、2分の1から3分の1の補助に対し、継続を求める声があがっています。

その一方で、避難者を受け入れている東京都や埼玉県をはじめ全国41都道府県では、公営住宅の入居要件緩和策や優先入居枠を確保し、独自に支援しています。来年3月末の打ち切り以降も、新潟県は引っ越し費用5万円、小中学生がいる世帯に1万円の上乗せ補助を決め、山形県は新たに県職員公舎50戸を無償提供するとしています。

山形県や新潟県を始め、他県の自主避難者への住宅支援策をどのように受け止めているのか、知事に見解をお尋ねいたします。

また、県は、現在2回目の戸別訪問を実施していますが、避難者からの主な意見や要望の内容について伺います。

避難者が入居する雇用促進住宅については、年収の月額が家賃の3倍以上という入居要件の緩和を管理者に求めるべきと思いますが、考えをお尋ねいたします。

すでに避難指示が解除されている広野町や川内村の自主避難者のように、避難解除後の避難者への県営住宅の提供について、県の考えをうかがいます。

ところで、避難者がおかれた複雑かつ高度な相談に応じる生活支援相談員の役割は、いっそう重要になっており、今後も、復興公営住宅や避難解除地域へ戻った人への継続した支援活動が期待されます。しかし、生活支援相談員の配置にかかる財源が1年ごとの単年度措置となっているため、各社会福祉協議会では雇用や身分の不安定さから今も必要な人員を確保できないでいます。

生活支援相談員について、基金の創設などにより継続的な雇用ができるようにすべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

三、除染について

次は、除染対策についてですが、

市町村の道路や側溝の除染、避難区域外のホットスポット等への追加的除染や森林除染など必要な除染に対応した予算の確保について、県の考えをうかがいます。

また、市町村除染について、除染労働者に賃金が適切に支払われるよう取り組むべきと思いますが、県の考えをお示し下さい。

四、安達地方における仮設焼却施設建設の問題について

次は、安達地方における放射性可燃廃棄物を減容化するための仮設焼却施設の建設をめぐる問題についてです。環境省は、昨年、7割を超える住民から反対署名が提出されたにもかかわらず、そこからわずか1 kmほどしか離れていない場所を再候補地に選定したのです。

しかし、建設予定地から500 m離れている場所には約50人の従業員が働く食品加工所があり、さらに、半径2 km圏内には東和小学校、東和中学校、東和こども園があり、8,000 Bq以上の廃棄物も焼却することから保護者から不安の声が上がっています。

何よりも、東和地域は、「ゆうきの里」づくりで東日本大震災以前から総務省の優良事例として紹介されています。また、今年8月には、県が地域創生・人口減少対策の施策展開のため有識者会議による現地調査も行われるなど、原発事故後も、特色ある地域づくりを必死ですすめてきたのです。地域住民や農業従事者から納得できないとの声が出るのは当然ではないでしょうか。

地域創生の取組みと仮設焼却施設の建設は矛盾すると思いますが、県の考えをうかがいます。

また、住民合意がないままに仮設焼却施設建設を開始しないよう、国に求めるべきですが、県の考えをお示し下さい。

五、教育行政について

東日本大震災によって、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学を保障するため、全額国費で支援している「被災児童生徒就学支援等事業」の継続を国に求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

また、南相馬市やいわき市では、異動時に教職員が入る住宅が不足し深刻な事態が生じています。浜通りの学校に勤務する教職員の住宅を確保すべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

障がいのある児童・生徒が学ぶ特別支援学校の施設整備もまったなしの課題です。二本松市に新設を求める請願が去る6月県議会で全会一致採択され、只見町議会でも特別支援学校の設置を求める県への意見書が採択されています。

そもそも障がい児童や生徒数が増え続けているのに、県教育委員会が、特別支援学校

を新設ではなく廃校や空き教室利用の分校化で済ませようとしてきたことは問題です。

まず、県教育委員会は、県内各地域における県立特別支援学校をどのように整備していくのかお尋ねします。

次に、県内一のマンモス校となっているあぶくま養護学校の過大・過密解消についてです。旧春山小学校への移行に関する保護者への説明会が、今年4月以降実施されていますが、保護者から不安の声があがっています。特に環境の変化に敏感な子どもをもつ保護者もいることから、強制とならないようにすべきです。

県教育委員会は、(仮称)たむら支援学校の設置にあたり、保護者の不安を解消するため、どのように対応しているのかお尋ねします。

さらに、環境の変化に影響を受けやすい子どもに配慮し、(仮称)たむら支援学校へ転学を希望しない子どものため、安達地区からあぶくま養護学校までの通学バスを引き続き運行すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

一方、郡山市南部のあぶくま養護学校安積分校が来年3月末で閉校となり、旧玉川村立川辺小学校の廃校を改修し、小・中学部を設置します。

あぶくま養護学校の規模からすれば、郡山南部に新たな県立特別支援学校を設置すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお示し下さい。

また、空き教室や廃校を利用して新たに設置する県立特別支援学校について、十分な施設や設備を整備すべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

さらに、今回のような事態をみれば、新たに設置する県立特別支援学校について、計画段階から保護者、教員及び地域住民等の意見を十分に聴くべきと思いますが、県教育委員会の考えを求めます。

原発被災県の特別な事情に加え、近年の温暖化による猛暑から子どもたちの健康を守るため、学校の教室にエアコンは必需品となっています。

まず、県立特別支援学校及び県立高等学校における教室へのエアコンの設置状況と今後の対応について県教育委員会にお尋ねします。また、公立小中学校についても教室へのエアコン設置をすすめるべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

安倍政権の地方創生の名の下、地方自治体における選択と集中が、補助金の誘導策を伴って、総務省も文部科学省も公的施設の統合や除却をすすめ、県内でも学校統廃合や小中一貫校が急速にすすんでいます。しかし、現在の6・3・3制の下で、小学校高学年、中学生という節目で子どもたちは心身共に大きく成長するといわれています。財政面や行政コスト面からの統廃合や小中一貫校は、拙速にすすめるべきでないと思います。

小中一貫校の設置について、子どもの成長・発達段階等を考慮し、慎重に対応すべきと思いますが、県教育員会の考えをうかがいます。

大震災・原発事故を受けた本県の子どもたちや教員が置かれた特別な事情をふまえ、被災県として、小中学校へ児童生徒の学習支援や心のケアにあたるために必要な教員を増員することは、今後とも重要です。

公立小中学校における教員の加配の継続を国に求めるべきですが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

また、会津地方やあぶくま山系などで過疎地ですすむ小学校の複式学級解消も課題です。全ての公立小中学校において、複式学級の解消と30人以下学級を実現するため、正規教員を増員すべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

六、県立社会福祉施設の見直しについて

次は、県立社会福祉施設の見直しについてです。県は、一部は直営ですが、行財政改革の下、社会福祉法人への移譲や指定管理者制度を導入してきました。私たち共産党は、教育関係施設や社会福祉施設については県直営で行うように求めてきたところです。

まず、県立社会福祉施設の見直しの背景にある新たな課題についてお尋ねします。

また、安易な統廃合や縮小を行わず、引き続き県直営とすべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

七、児童相談所体制の充実について

昨年度の調査で、全国の児童相談所の相談件数は、初めて10万件を超え、また本県も過去10年間で最多となっています。

引き続き、児童福祉司を増員すべきと思いますが、県の考えをお示し下さい。

また、郡山市にある県中児童相談所の一時保護所は、車で20分ほど離れた大槻町にある県立豊学校敷地内の郡山光風学園の一部に設置され、子どもの経過観察をすすめる上で不正常的な状態が続いています。

県中児童相談所の本所と一時保護所を一体的に整備すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。あわせて、県中児童相談所白河相談室を独立した児童相談所とすべきですが、県の考えをうかがいます。

児童相談所の抜本的な施設整備を図るため、検討委員会を設置すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

八、学童保育の充実と障害児加算について

安倍政権がかかげる「1億総活躍社会」では、女性の活躍をうたう一方で、肝心の子育て支援策が現状の付け足し程度で対応するなど、まったく不十分です。

県内の学童保育連絡協議会が要望しているように、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育についてですが、放課後児童支援員の処遇改善や学童保育に対する運営費などに係る予算を確保し支援すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

また、障がい児を預かる学童保育について、障がい児1人ずつ金額を加算して補助するよう求めますが、県の考えをうかがいます。

九、障がい者支援について

今年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。ろう者等聴覚障がい者の大切な情報・コミュニケーションのツールである「手話」を、言語として日常的に使用できる環境整備をすすめることは、行政の責務です。県内で初めて郡山市が条例を制定しましたが、教育現場や市民、行政内において「手話」への認識が深まり、観光客にも喜ばれています。

県も条例制定に向けて取組み、手話言語条例を制定すべきと思いますが、考えをお尋ねします。

ところで、県に配置されている手話通訳者が現在1人だけという体制を見直し増員を図るべきです。手話通訳者の心身のケアと負担軽減を図るとともに、聴覚障がい者の利便性を高めるため、県庁内の手話通訳員を複数配置すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

十、人工透析病院の体制強化について

次は、県内の腎臓病患者の透析病院の体制強化についてです。県腎臓病協議会からも要望されているように、特に、相双地域は新規の透析患者を受け入れられず、県を越えて27人が宮城県岩沼市で受診し、うち約10人がアパートを借りて週3回の透析を続けている深刻な現状にあります。

今後、避難解除に伴い患者が増えることや、災害や緊急時における対応をも想定し、県のイニシアで、相双地域における透析設備の設置及び専門医師とスタッフの増員を支援すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

また、災害時における、人工透析治療施設への水、電気及び燃料の供給について、県

の地域防災計画にどのように定めているのかお尋ねします。

十一、警察行政について

安倍政権は、安保法制・戦争法に続いて憲法9条の明文改憲をすすめ、「海外で戦争できる国」にしようと、これに反対する市民や団体を弾圧し、物言えぬようにする「共謀罪」の国会提出を再度ねらっています。しかし、「内心の自由」を脅かす「共謀罪」は、捜査当局の考え1つでいくらでも拡大でき、あらゆる手段で市民監視が強まることは必至です。

こうした中で、神奈川県では、参院選挙後県警から一部の高校に対し、18歳の投票率が高かったことについての問い合わせをしていたことが判明しました。主権者教育を受ける学習の権利を侵害する行為であり、学校教育への政治的中立を口実にした政治や行政介入は認められません。また、7月の参院選挙において、野党統一候補の支援団体事務所への大分県警による令状なしの人権侵害にあたる盗撮事件が判明しましたが、本県においてもあってはならないことです。

大分県警察の選挙違反取締りにおけるビデオカメラの不適正使用事案を踏まえた県警察の対応についてお尋ねいたしまして、以上で私の質問を終わります。

<答弁>

内堀雅雄知事答弁

神山議員の御質問にお答えをいたします。

自主避難者への住宅支援につきましては、応急救助という災害救助法の考え方から応急仮設住宅の供与を来年3月末までとし、それ以降については、県独自の支援策に移行することといたしました。

あわせて、避難者を受け入れている各都道府県に対して、生活再建検討会議などを通じて、本県の支援策を説明しながら、住宅確保等の取組を要請しており、子ども・被災者支援法に基づく支援策に加え、東京都や埼玉県などの公営住宅の優先枠の確保、新潟県などの引越費用への補助など有り難い支援を頂いております。

また、先日開催した山形県、新潟県との3県知事会議においても、私から改めて両県の温かい支援に感謝を申し上げますとともに引き続き、連携して取り組んでいくよう協力を依頼したところであります。

今後、避難先の都道府県と密接に連携をして、避難者の生活再建に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

一、原発事故への対応について

危機管理部長

東京電力の隠蔽体質につきましては、先月20日に、知事及び地元13市町村長から東京電力社長に対し、県民の安全・安心を第一とする社内風土を確立するとともに、迅速かつ正確な通報連絡、情報の公開・発信を確実に行うよう求めたところであり、国に対しても、指導・監督の徹底を図るよう引き続き求めてまいります。

次に、汚染水の影響につきましては、原子炉建屋周辺の汚染源の除去や敷地内の舗装などの対策に加え、汚染された地下水の港湾内への流出を防止する海側遮水壁の完成により、港湾内への影響は、低下傾向にあると考えております。引き続き、国及び東京電力に対して、凍土遮水壁やサブドレン、地下水ドレンなどが全体として効果が発揮されるよう、それぞれの対策の確実な実施を求めてまいります。

二、避難者支援について

避難地域復興局長

2回目の戸別訪問につきましては、開始から3週間で約1,700世帯を訪問し、そのうち約8割の方は、供与終了後の住まいについて、ある程度意向が固まっていることを確認しております。訪問の際には、要件を緩和した家賃補助制度について多くの相談を受けているほか、子どもの就学や通院の関係で希望する地域での住宅の確保に苦慮しているなどのお話を頂いております。

次に、雇用促進住宅の入居要件につきましては、避難者が継続して入居できるよう住宅の管理者と協議を行っているところであり、母子避難者に対する収入要件の算定方法など、入居要件が一部緩和される見込みであります。引き続き、避難者の住居確保に向け協議を続けていく考えであります。

土木部長

避難指示解除後の避難者への県営住宅の提供につきましては、収入要件等の緩和を図るとともに、優先的に入居可能な住宅を確保し、今月から募集を開始することとしております。引き続き、住宅に関する情報をきめ細かに提供するなど、安定した居住の確保

に向け、支援してまいりたいと考えております。

保健福祉部長

生活支援相談員の継続的雇用につきましては、避難者の見守りと生活支援の充実を図る必要があることから、今後とも、国に対して、長期的雇用により継続した支援ができる制度とするよう要望してまいります。

三、除染について

生活環境部長

必要な除染に対応した予算につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国が財政上の措置を講ずることとされております。県といたしましては、引き続き、追加的除染や森林除染、仮置場の維持管理や仮置場までの搬出に要する経費など必要な費用については、確実に措置するよう国に対し求めてまいります。

次に、市町村除染の作業員の賃金につきましては、労働基準法等の関係法令の下、雇用契約に基づき支払われているものと考えております。なお、県といたしましては、適正な労働条件の確保等について、引き続き、市町村や関係業界団体等を通じ、周知徹底に努めてまいります。

四、安達地方における仮設焼却施設建設の問題について

生活環境部長

安達地方における仮設焼却施設の建設につきましては、国が運営主体となり、安達地方広域行政組合と共同で、放射性物質に汚染された稲わら、牧草等の農林業系廃棄物や庭木の枝葉、落葉などの可燃性の除染系廃棄物を処理するために設置されるものであり、先頃、建設予定地の二本松市から、地域の環境回復や住民生活の安心を確保するために必要な施設であるとして、受入れを表明いただいたものと考えております。

次に、仮設焼却施設の建設の開始につきましては、二本松市の受入れ表明に当たり国及び安達地方広域行政組合との三者で締結した覚書に基づき住民の代表者等も交えて設置される運営協議会に、県も参画し、施設の安全対策、運搬車両等の交通対策、モニタリングの実施、風評被害対策などが確実に講じられるよう求めてまいります。

五、教育行政について

教育長

被災児童生徒就学支援等事業につきましては、東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、平成29年度以降も全額国庫負担により、現行制度と同様の枠組みで継続するよう、国に要望しております。

次に、浜通りの学校に勤務する教職員の住宅の確保につきましては、各学校や各市町村教育委員会が公舎や民間住宅の空室状況を把握し、赴任する教職員の希望に応じて入居可能な住居の情報を提供するなどの対応をしております。今後とも、地域の住宅事情を十分に把握し、教職員の住宅の確保に努めてまいります。

次に、県立特別支援学校の整備につきましては、県立特別支援学校整備指針に基づき、現在、田村市や玉川村等において新たな学校の整備を進めているところであります。今後も、特別支援学校の児童生徒の通学状況や特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移等、地域の実情を踏まえ、特別支援学校の整備の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、(仮称)たむら支援学校の整備に関する保護者への対応につきましては、学校の設置場所や規模等の決定後、速やかにお知らせするとともに、旧春山小学校の見学会やアンケート調査の実施などにより、理解を得る取組を進めてきたところであります。今後は、重ねて保護者説明会を開催するとともに、個別の相談にも丁寧に応じながら、保護者の不安解消に一層努めてまいります。

次に、安達地区からあぶくま養護学校までの通学バスにつきましては、児童生徒の負担を軽減するため、現行の運行時間より短縮できるよう(仮称)たむら支援学校へ運行経路を変更する考えであります。

次に、郡山市南部への特別支援学校の設置につきましては、県立特別支援学校整備指針に基づき、田村市及び玉川村に整備する特別支援学校により対応してまいりたいと考えております。

次に、新たに設置する県立特別支援学校の施設や設備につきましては、児童生徒の様々な障がいや特性に対応するため、多目的トイレやエレベーターの設置を始め、必要な施設設備の改修を行うなど、障がいのある児童生徒が安心して学ぶことができるよう整備してまいりたいと考えております。

次に、新たに設置する県立特別支援学校への意見につきましては、これまでも必要に応じ準備委員会を設置し、特別支援学校の役割や機能について保護者等から聴き取ってまいりました。今後も、保護者や教員、地域住民等の意見を聴く機会を設け、適切に対

応してまいる考えであります。

次に、県立学校の教室におけるエアコンの設置につきましては、県立特別支援学校では、肢体不自由や病弱の児童生徒が学ぶ教室及び保健室等に設置しており、県立高等学校では、全ての学校の保健室や情報処理室等において、必要な設置を行っているところであり、今後とも、必要に応じて適切に対応してまいる考えであります。

次に、公立小中学校の教室へのエアコンの設置につきましては、各市町村がその実情に応じて適切に進めているものと考えております。

次に、小中一貫校につきましては、9年間を見通したカリキュラムによる学力の向上や、小中学校間の授業交流で教員が互いの授業を担当することなどによる指導力の向上、さらに、いわゆる中一ギャップの解消などの効果が確認されており、また、教職員定数も小中学校それぞれを合わせた数が確保されるものであります。その設置につきましては、市町村が、地域の実情を踏まえつつ、適切に判断していくものと考えております。

次に、公立小中学校教員の加配につきましては、児童生徒の学習支援や心のケア等に当たるために重要であることから、引き続き国に対し、各学校の実情に応じて、必要となる教員数を要望してまいる考えであります。

次に、公立小中学校の正規教員につきましては、いわゆる標準法により教員数が決定されております。今後とも、児童生徒数の推移や退職予定者数の動向等を見極めながら、正規教員を増員できるよう努めてまいる考えであります。

六、県立社会福祉施設の見直しについて

保健福祉部長

県立社会福祉施設の新たな課題につきましては、前回の見直し以降、10年以上が経過し、入所者の高齢化や障がいの重度化・複合化、入所者数の減少、施設の老朽化など、個々の施設ごとに様々な課題を抱えていることから、県社会福祉審議会において、これら諸課題に対応するための各施設の方向性について議論していただいているところであります。

次に、県立社会福祉施設の見直しにつきましては、県社会福祉審議会の意見を踏まえ、県として適切に対応してまいる考えであります。

七、児童相談所体制の充実について

こども未来局長

児童福祉司につきましては、増加傾向にある児童相談等に対応するため、これまで計画的な増員に努めてまいりました。今後とも、各児童相談所が、児童虐待相談を始め、複雑困難化する相談等に適切に対応できるよう、必要な人員の配置に努めてまいります。

次に、県中児童相談所につきましては、本所と一時保護所が十分に連携しながら、児童への面接や診断、調査等が円滑に実施できるよう努めております。児童相談所の本所と一時保護所との一体的な整備については、相談者の利便性や児童への支援の在り方など、総合的な観点から引き続き検討すべき課題であると考えております。

次に、県中児童相談所白河相談室につきましては、郡山の本所と密接に連携しながら、虐待を始めとした子どもに関する様々な相談に対応しております。今後とも、児童の身近な場所で支援を行う市町村や、学校・警察等の関係機関とも連携しながら、適切に対応してまいります。

次に、児童相談所につきましては、地理的条件や管内の人口規模などを考慮して設置してきたところであり、本所から遠距離にある地域については相談室を設置しており、今後も、児童や家庭に関する相談に適切に対応してまいる考えであります。

八、学童保育の充実と障がい児加算について

こども未来局長

放課後児童支援員の処遇改善や放課後児童クラブに対する運営費などへの支援につきましては、これまで、事業の実施主体である市町村に対して、運営費や施設整備費の財政支援を行うとともに、放課後児童支援員の資格認定研修などを行っており、引き続き支援してまいります。

次に、障がい児を預かる放課後児童クラブへの補助につきましては、障がい児の受入れに必要な1名分の職員の費用を補助対象としており、5人以上の障がい児を受け入れる場合には、更に職員1名分の加算措置を講じたところであります。県といたしましては、引き続き、これらの補助制度により市町村を支援してまいる考えであります。

九、障がい者支援について

保健福祉部長

手話言語条例につきましては、聴覚障がい者の社会参加の促進を図るため、本年7月に設立された「手話を広める知事の会」の活動を通して、国に対し、手話言語法の制定を求めてまいりたいと考えております。

次に、手話通訳員につきましては、県庁及び聴覚障害者情報支援センターに各1名を配置しているほか、手話通訳員の養成や派遣などにより、聴覚障がい者の利便性を高める支援を行っているところであります。今後は、複数配置についても、どれだけのニーズがあるのか研究してまいりたいと考えております。

十、人工透析病院の体制強化について

危機管理部長

人工透析治療施設への水、電気及び燃料の供給につきましては、県の地域防災計画において、水道、電気については、人工透析治療施設を含めた人命に関わる箇所を優先して復旧することとしているほか、燃料については、石油連盟及び福島県石油業協同組合と覚書、協定を締結し、供給を確保することとしております。

保健福祉部長

相双地域における透析医療につきましては、浜通り地方医療復興計画等に基づき、人工透析機器等の整備や医師を始めとする必要なスタッフの人的費に対する補助などを行ってきたところであり、引き続き、地域における人工透析実施医療機関を支援してまいります。

十一、警察行政について

警察本部長

大分県警察の選挙違反取締りにおけるビデオカメラの不適正使用事案を踏まえた県警察の対応につきましては、選挙が公正に行われ、県民の意思が正しく政治に反映されることは、民主主義の根幹を成すものであることから、県警察といたしましては、これまで、常に不偏不党かつ厳正公平な立場を堅持して、選挙違反取締りに当たってきております。今後も引き続き、正当な選挙運動や政治活動の自由に十分配慮して捜査を適正に行うよう、各捜査幹部や捜査員に徹底してまいります。

<再質問>

神山議員

再質問をさせていただきます。

最初に危機管理部長にお尋ねいたします。

先ほどのご答弁でも東京電力による隠蔽体質などへの対応や汚染水の影響について、ご答弁ありましたけれど、しかし県の認識も安倍首相ほどではないけれども、ちょっと違うんじゃないでしょうか。台風や大雨とか何か、ことある度に心配しなければならないというのは完全にコントロールされているとか、そういうことは言えないはずなんです。それから、あそこの海の中の海域だって、1日に半分は入れ替わるわけですよ。それなのに、どうして完全にブロックされているとか、コントロールされているとか、状態だけ見て数値が下がったとかいう話しではないんです。いつも地震とか台風とかいろいろなことがある度に、あの原発の収束状況を確認しなければならないほど、危うい状況にあるのではないですか。だから、県からそういうことを国に、安倍首相にちゃんと言うべきじゃないですか。だから私は国会でのあんな答弁になるんだと思うんです。まったく県民の認識とも違う。そして、この汚染水などがきちんと収束しなければ、これはわが県の帰還や復興にも大きく関わる問題なんです。その認識をもって対処しなければならないと思いますが、もう一度その点のお考えをお聞かせください。

それから知事にお尋ねいたします。

全国にたくさん避難していて4万人ちょっととなりました。県内には4万人を超える皆さんが故郷に戻れないで、8万7千人近い皆さんがまだ仮設や借り上げ住宅に避難しているわけですね。それで、知事のご答弁にありましたけれど、子ども・被災者支援法とかですね、こういう問題についても実はなかなか実効されないわけですよ。県が独自に来年4月以降は家賃補助をしようと言いますが、これは県のお金でやらなきゃいけないわけですね。2年間という限定付きですが、これの財源も本当に確保できるのかどうかもきちんと言わなければ、本当に住宅の支援が続くのかどうかという不安もあるわけですね。

自主避難者については、いろいろな意見が県内外から届いています。私たちも山形県へ行って聞いてまいりました。山形県の吉村知事は避難者に直接何度も会って、その声を聞いて知事に伝えたはずですね。私は、内堀知事も県外の避難者に直接会って、避難者の声をもっと聞くべきだと思います。どうもその姿はよく見えないものですから、その点もあわせて、この県外避難者や自主避難者に対する県の取り組みもあわせて、本当に知事の姿勢が問われていると思いますので、もう一度お聞かせください。

それから避難地域復興局長にお尋ねいたします。

この間も代表質問で、阿部議員が言いましたけれども、この戸別訪問を今やっていて、先ほども厳しい大変な状況もご答弁いただきましたが、郡山の仮設住宅にいる川内村の避難者に対して、県の担当者がですね、「もし退去しなかった場合には？」との質問に対して「訴訟もあり得る」というようなこんな報道もありましたけれど、もしそんなことを言っていたとしたら、本当にこれは冷水を浴びせるようなものじゃないでしょうか。もっと丁寧に今の状況がなんでそうなっているのか、まだ決められない人もいるわけですから、このあたりを丁寧にやると同時に、他県の訪問活動の中で、実は暴言を吐かれたという声も聞いております。これは本当にあってはならないと思いますね。つまり、もう来年3月で打ち切りだということが前面に立ってくると、どうしても今後そういうことがますます強まるのが懸念されますので、ぜひもう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから教育長にお尋ねいたします。

特別支援学校の問題ですけれども、いろいろ質問いたしました。しかし、保護者の皆さんから、あぶくま養護（学校）に通うバスはせめて運行をやめないでほしいと言うんですね。距離は短くなる、通学時間も短縮されると言いましたけれど、10分位しか短縮されないんですよ。この申込みのためにはですね、あぶくま養護学校への様々な書類を書いて、保護者の皆さんがやっとなあぶくま養護（学校）に決めた人もいるわけですよ。それなのに、もう一度転学するということは、さまざまな支援体制も含めてやらなきゃいけないわけですから、もう一度その点を踏まえて、特別支援学校の、あぶくま養護学校への保護者への対応をすべきだと思います。もう一度、お聞かせください。

<再質問答弁>

内堀雅雄知事答弁

神山議員の再質問にお答えをいたします。

避難者からのご意見については、首都圏等で開催をしている交流会などにおいて、みなさんと交流をしながら直接お伺いをするとともに、現在実施をしている個別訪問や全国各地で実施をしている説明会・交流会などにおいても、多くの職員が個別に伺っているところであり、今後とも皆さんの生活再建にむけ財源を確保しながら、県として丁寧

に対応を進めてまいる考えであります。

危機管理部長

再質問にお答えをいたします。

現在の（東京電力福島）第一原子力発電所の状況については、今さまざまな地下水対策、それから雨水対策が施されております。その結果といたしまして、敷地から海に流れ出ます汚染された水の濃度が低下しているということで、先ほど港湾内の濃度は低下傾向にあるというふうに申し上げたところであります。やはりこうした対策がですね、総合的に全体として効果が発揮されていきますように、東京電力および国に対しては強く申し入れをしてまいりたいと考えております。

避難地域復興局長

再質問にお答えいたします。

避難者への対応についてでございます。現在2回目の個別訪問を実施しておりまして、避難者それぞれの事情を丁寧にお伺いをして、避難者の抱える課題に対応するとともに、供与終了後の生活再建が図られるように、取り組んでいるところであります。今後も避難者1人ひとりに寄り添いながら、きめ細かな支援を継続してまいりたいと考えております。

教育長

再質問にお答えをいたします。

たむら支援学校につきましては、転学を強制するものではございませんで、そのあぶくま養護学校の学習環境の改善を図るために新たに開設するものでありまして、バスにつきましても、現在よりも通学時間が短縮が図られるということで、そのような対応を図ってまいりたいと思います。

<再々質問>

神山議員

再々質問をいたします。

保健福祉部長にお尋ねいたします。

先ほど、手話通訳者の複数配置についてご答弁いただきましたが、1人ずつしかいないわけですね。県庁と（聴覚障害者）情報支援センターにですね。でも手話は、大変な体力と心身の苦労が伴うわけですよ。3年前位から1人になったとお聞きしてるんですけども、複数配置に向けてやっていくべきだと私は思いますので、もう一度そのあたりのお考えをお聞かせください。

それから、県立社会福祉施設の見直しが今行われようとして、課題もおっしゃいました。老朽化対策も（必要）、内容も本当に変わってきていますよね。女性相談支援センターも福島にありますし、郡山だと光風学園や総合養育センターも古くなっているし、こういうあたりは本当に課題だと思うんです。これは予算をちゃんととってですね、どういう計画でやるのか、中身の審議は進められているようですけども、施設のあり方も、ちゃんと予算を確保して計画的にやらない限りは、結局そういう所に入っている障がい者や大変な方々に、まだまだ不十分になると思いますので、保健福祉部長の対応で進めたいと思いますが、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから生活環境部長に2つお尋ねいたします。

先ほどの安達地方の仮設焼却施設の関係ですけども、県も入って決めていると。一方では、推進する人たちがもちろんいるわけですけども、この間なぜ反対してきたのかは、みなさんご存じの通りですよ。だからせめて住民の軋轢とか、いろんな声がある中で無理矢理やるということは、やってはならないと思うんですよ。しかも、全体として地方創生とか地域づくりをやっている中で、この施設はどうかという意見もあるわけですから、それこそ生活環境部が環境サイドから見て、どうなのかということも含めて、そこにつくる必要が本当にあるのかもどうかも含めて、私は県として意見を言うべきだと思いますが、この点についてももう一度お聞かせください。

それからもう1つです。除染労働者の問題です。

先ほどほぼ適正に（支払われている）、というご答弁もありましたけれど、実は最近私の所にメールが届きました。除染労働者の妻の方ですね、九州地方から郡山に引っ越してきた、そして赤ちゃんが産まれたわけですけども、働けなくなって保育所も探しているけれど入れない。でもこの5月以降（賃金）が払われていない。そして今、仕事も変えて、同じ除染の仕事を他の地域でやっているわけですね。でも社会保険にも入れない、払ってほしいと会社に言うと、いろいろ難癖をつけて払ってくれないという、こういう状態もあるわけですけども、除染労働者が、本当に末端の労働者にきちんと払わ

れなければ、きちんとした除染も出来ないと思うんですよ。まだまだこの除染の問題は続くわけですから、そういう意味の適正な指導というか、監督も必要だと思いますので、この点もお聞かせいただきたいと思います。

教育長にもう一度お尋ねいたします。

先ほどの特別支援学校の話とあわせて、エアコン設置の問題でご答弁ありましたけれど、特別支援学校においても県立高校においても、それから小中学校は市町村がやればいいみたいな大変な答弁でしたが、やっぱりエアコン設置について教室にちゃんとなければだめなんですね。高校の場合は、私も前に聞きましたけれど、情報処理室とか保健室にあるとか、教室に無いわけですよ。進学校だけつくっていくという話がある時にはありましたけど、そんなことじゃなくて、ちゃんと計画をもってやるべきだと思いますね。だからエアコン設置について、県立高校もそれから特別支援学校だって、全部にあるわけじゃないんですから、このあたりももう一度お聞かせいただきたいと思います。

避難者支援局長（避難地域復興局長）にもう一度お尋ねいたしますけれども、私が先ほど再質問で、いろんな他県の事例、それから県内でも職員によるそういう話があったわけですが、もっと丁寧にそして何が課題か、今の時点で、まあ12月位までやるんでしょけれども、もう一度そこを洗い直してですね、本当にどうなのか、そのあたりの職員への指導も含めてやるべきだと思いますので、もう一度ご答弁お願いいたします。

<再々質問答弁>

生活環境部長

再質問にお答えいたします。

まず、安達地方における仮設焼却施設の問題につきましては、この当該施設につきましては、地域の環境回復、住民生活の安心の確保のために必要な施設としまして、地元から受け入れを表明いただいたものというふうに認識しているところでございまして、排ガスや排水の処理に関する安全対策や周辺施設の放射線モニタリングの確実な実施、分かりやすい情報の公開等により、安全安心の確保がしっかりと図られるよう、国に対してしっかりと求めてまいりたいと思います。

もう一点、除染作業員の方に対する賃金の支払いについてのご質問でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、賃金につきましては雇用契約に基づいて、支払われているものと認識をいたしております。県といたしましては、その適正な労働条件の確保につきまして、引き続き関係機関等に対して周知徹底に努めてまいります。

保健福祉部長

再質問にお答えいたします。

まず、手話通訳員の複数配置についてであります。

今後、通訳員の勤務の状況であるとか、関係団体のご意見なども伺いながら、そして財源の捻出、これが可能かどうか、これらも含めて研究してまいります。

次に、県立社会福祉施設の見直し、あり方についてであります。見直しにあたりましては現在、社会福祉審議会から居住環境の整備が必要であるとか、福祉と医療、教育との連携が必要であるなどの貴重なご意見をいただいております。これらのご意見を踏まえて答申をいただき、今後それらを財源の捻出も含めて、どのように社会福祉施設を見直していくのか、具体的な計画を立ててまいります。

避難地域復興局長

再質問にお答えいたします。

戸別訪問における対応についてでございますが、現在2回目の戸別訪問やっておりますが、先日も応援職員にも集まっていただいて、訪問の状況ですとか、避難者の方々の意見とかについて、情報交換・意見交換をしたところでございます。そういったことを通じましてですね、避難者に寄り添った丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

教育長

再質問にお答えいたします。

県立学校の教室におけるエアコンの設置でございますが、特別支援学校におきましては、体温の調節などが困難な児童生徒の入所・入学の状況などを見極めながら、また高等学校におきましては、やはり機器類、それから体調管理の必要な保健室といったようなことで、今後ともその必要性に応じて適切に対応してまいる考えであります。

以上